別記第9号様式(第15条関係)(表)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 東京都立職業能力開発センター施設設備使用申請書  年　　　月　　　日  　　東京都立多摩職業能力開発センター 所長　殿  申請人　住所  氏名  　　東京都立職業能力開発センターの施設設備を使用したいので、東京都立職業能力開発センター条例施行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。 | | | | | |
|  | 使用目的 |  | | |  |
| 使用内容 | 施設の名称 | 年月日(曜日) | 時間 |
|  |  | 時　　　分から 　　時　 　分まで |
|  |  | 時　　　分から　 　時　 　分まで |
|  |  | 時　　　分から　 　時　　 分まで |
|  |  | 時　　　分から　　 時　 　分まで |
| 入場料等徴収の有無 | 有(1人　　　　　　円)　無 | | 人員　　　　　　　　　　人 |
| 使用時における会場責任者 | 住所  氏名 | | |
| 会場に特別の設備をし、又は変更を加える場合、その内容 |  | | |
| 使用したい設備、機械等の名称及び数量 |  | | |
| 備考 |  | | |
| ※裏面の使用の条件をよくお読みください。 | | | | | |

(日本工業規格A列4番)

別記第9号様式(第15条関係)(裏)

[使用の条件] (1)　施設設備の使用に際しては、職業能力開発センター長の指示に従うこと。

(2)　職業能力開発センター所長の指示を守らず、又は他の使用者に迷惑を掛ける

など、職業能力開発センターの運営を阻害した者に対しては、使用承認を取り

消し、又は以後の使用を制限することがあります。

(3)　職業能力開発センターの業務運営上、必要が生じたときは、使用承認を取り

消し、又は使用を中止させることがあります。

(4)　使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復すること。

(5)　職業能力開発センターの施設設備に損害を与えた場合は、職業能力開発センター所長が相当と認める損害額を賠償すること。ただし、職業能力開発センター所長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額し、又は免除することがあります。

(6)　東京都立職業能力開発センター条例第12条第2項ただし書の規定に基づき、施設使用に関する実費を徴収します。